

水の事故を防ぎましょう！

本県では、昨年も水の事故で多くの方の貴い命が犠牲になっています。その原因のほとんどが「ちょっとした油断」です。次のことに注意して、楽しく遊びましょう。

① 遊泳禁止日や遊泳禁止場所では泳がない！

- ・急に深くなっているところがあります。
- ・潮の流れが速いところがあります。
- ・高波がくることがあります。
- ・水温が低くなっているところがあります。



② 立ち入りが禁止されている場所や開設されていない海水浴場等では泳がない！

- ・救護所やライフセーバー等の監視の目が届かない海では、事故が起きた時に救助できない可能性があります。大変危険です。

③ 子どもから目を離さない！

- ・目を離した際に子供が波にさらわれたりすることがあります。



④ 疲れているときや飲酒したときは泳がない！

- ・平衡感覚が鈍ったり、心臓に負担が掛かったりします。

⑤ 自分の技術を過信しない！

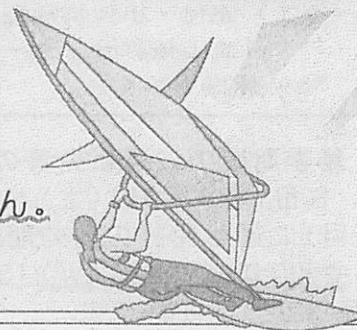
- ・自分の技術や体力を過信して沖合いに出ってしまったばかりに、岸に戻れなくなったり、潮に流されたりすることがあります。



⑥ その他

- ・雷光を見たり、雷鳴を聞いたりしたときは、すぐに海から引き揚げましょう
- ・水上オートバイやウインドサーフィンなどで遊ぶときは、遊泳区域内に乗り入れてはいけません。また、周囲の安全を十分確認しましょう！

溺



京成志津駅前交番

7月号

佐倉警察署
043-484-0110
京成志津駅前交番
043-489-0056

京成志津駅前交番 管内発生事件

- ・窃盗(自転車盗)2件
(万引き)1件
(部品盗)1件
(非侵入盗)1件
- ・器物損壊1件

《ご存知ですか？ ～離岸流～》

- ★ 岸から沖へ流れる海水の流れのことを言います。
- ★ 海岸に向かって強い風が吹くと、海水は波によって沖から海岸へ打ち寄せられます。すると、海水は岸にたまってしまい、どこかで沖に戻らなければならなくなります。その通り道が離岸流なのです。
- ★ とても強い流れのため、一旦この流れに乗ってしまうと逆らって泳ぐことが困難です。必ず、監視の行き届いた遊泳区域内で楽しく泳ぎましょう。

夏期の運転免許業務等について



月 日	運 転 免 許 セ ン タ ー		警察署
	千葉運転免許センター	流山運転免許センター	
8月8日(金)	通 常 業 務 (※1)		通常業務
8月9日(土)	閉 庁 日		閉庁日
8月10日(日)	A	B	閉庁日
8月11日(月)	閉 庁 日		閉庁日
8月12日(火)～ 8月15日(金)	C (※1)		通常業務
8月16日(土)	閉 庁 日		閉庁日
8月17日(日)	A	B	閉庁日
8月18日(月)	通 常 業 務 (※1)		通常業務

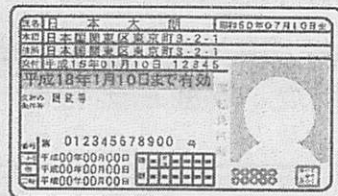
A： 有効期間内の更新手続、記載事項変更届、運転免許証の申請による取消し、運転経歴証明書、免許証の保有状況変更、国外運転免許証の受付

B： 有効期間内の更新手続（優良運転者講習、高齢者講習及びオンライン講習受講済みの方に限る。）、記載事項変更届、運転免許証の申請による取消し、運転経歴証明書、免許証の保有状況変更、国外運転免許証の受付

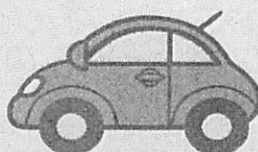
C： 停止処分者講習、違反者講習を除く各種手続き

(※1) 原付・小型特殊免許の学科試験は、「千葉免許センター（月・水・金）」、「流山免許センター（火・木）」で実施しています（年末年始、祝日及び振替休日を除く）。

- 2 夏季期間中に運転免許の有効期間満了日を迎える方
令和7年8月9日(土)から令和7年8月11日
(月)に運転免許の有効期間満了を迎える方は
『令和7年8月12日(火)』まで更新手続を
行うことが可能です。



- 3 新規免許取得者(千葉県内の指定自動車教習所を卒業された方)へのお知らせ
夏季期間中は、大変混雑します！受験手数料の
納付については、可能な限り習所で事前納付を済
ませ、納付済みの納付書を持参の上、来庁するよ
うにお願いします。

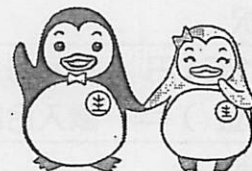


第 75 回 「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

- 7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です
「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動であり、法務省の主唱により行われています。

- 主な活動内容
- ・ 強調月間の啓発活動（7月）
 - ・ 啓発映画の上映会
 - ・ 更生保護施設への寄付
 - ・ 更生保護や青少年の健全育成等の活動を行っている団体への助成
 - ・ 作文コンテストの実施 等



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

社会を明るくする運動 「愛の募金」のお願いについて

※ 7月の強調月間に関わらずとも、地域の皆様が安心して募金ができるよう、時期の選定にご協力くださいますようお願いいたします。

○「愛の募金」へのご協力のお願い

「社会を明るくする運動」佐倉市推進委員会では、「犯罪や非行のない安全・安心な地域社会づくり」について皆様にご理解とご協力を求めるための各種広報活動や啓発映画の上映会、更生に励む人たちへの寄付、青少年の健全育成に関する活動を行っている人々への助成等を実施しております。これらの活動は、市民の皆様の善意によって集められた「愛の募金」により支えられております。皆様の温かいご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

※「愛の募金」へのご協力は、個人の自由な意思、判断でお願いしております。

※ 自治会ごとに募金袋による集金をお願いしております。

・ 高額な銀行手数料（1,000 枚預入に 1,100 円）の支払い回避、あるいは銀行への 1 日当たりの預入枚数制限（無料で預入できるのは 1 日最大 3,100 枚）のため、可能な限り一円硬貨以外の日本円での募金をお願いいたします。

・ 汚れ、変形の激しい硬貨、外貨やゲームのコインなどは募金袋に入れないようお願いいたします。

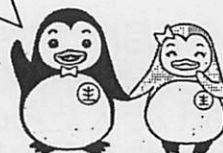
回覧物

(う ら)

〇ご報告 令和6年度「愛の募金」総額

ご協力ありがとうございました

● 令和6年度募金総額 2,781,251円



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん

歳入内訳
2,781,251円 (令和6年度募金額) + 1,441円 (預金利息) + 4,680,496円 (繰越金) = 歳入合計 7,463,188円
歳出内訳
163,826円 (需用費) + 2,195,616円 (事業費) + 359,170円 (研修費) + 44,860円 (役務費) + 1,800円 (会議費) + 510,000円 (助成金) = 歳出合計 3,275,272円
次年度への繰越
歳入合計 7,463,188円 - 歳出合計 3,275,072円 = 繰越金 4,187,916円

《備考》

繰越金は、次の募金が集まるまでの期間の活動資金とさせていただきます。

構成団体

「社会を明るくする運動」佐倉市推進委員会
佐倉地区保護司会佐倉市分会、佐倉市更生保護女性会、佐倉市社会福祉協議会、
佐倉市民生委員・児童委員協議会、佐倉市青少年相談員連絡協議会、
佐倉市青少年問題協議会、佐倉市民憲章推進協議会、佐倉市青少年育成市民会議、
佐倉市PTA連絡協議会、佐倉市校長会から選出された委員及び、委員長である
佐倉市長で構成されています。

お問い合わせ 「社会を明るくする運動」佐倉市推進委員会
【事務局】佐倉市福祉部社会福祉課 ☎ 484-6135

回覧物

生きる力 支える力

再犯をなくせば地域はもっと豊かになる

しあわせ
「幸福の黄色い羽根」は、
犯罪や非行のない
幸福で明るい社会を
願うシンボルです。



安全・安心な地域を作るためには、罪を償い再出発しようとしている人たちを地域で支える「**更生保護**」が重要です。彼ら・彼女らが、支援を受けられずに再犯や再非行を重ねることがないよう、様々な立場から見守り、更生を支援する「**更生保護ボランティア**」の活動にご理解をいただき、**力**をお貸しください。



法務省ホームページへ
リンクします。

ご存知ですか? 罪を償い再出発しようとしても、様々な困難が待ち受けているということを。

国内で検挙された人のうち
再犯者 **約2人に1人**

刑務所出所後5年以内に再び罪を犯して
刑務所に戻る人の割合 **約3人に1人**

刑務所出所時に住む場所がない人の割合
約7人に1人



犯罪や非行からの

再出発を支える地域の**5**つの仕組み

2 帰る場所がある

更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに
宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活
指導を行う民間の施設です。

1 相談できる人がいる

保護司

犯罪や非行により「保護観察」を受けること
になった人の生活を見守り、様々な相談にのっ
たり、指導をしたりしています。犯罪を予防するた
めの地域活動などにも取り組んでいます。

3 働く場所がある

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい
人たちの、その事情を理解した上で雇用し、立
ち直りを支援する事業者です。

4 先輩・友人がいる

BBS会

様々な問題を抱える少年に、兄や姉のよ
うに身近な立場で接することで、少年の
成長を助ける青年ボランティア団体です。

5 優しく見守る 人がある

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防
の活動や子どもたちの健全育成のための
活動、子育て支援活動などを行うボラン
ティア団体です。

“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止
と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪
や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

毎年7月は、“社会を明るくする運動”の強調月間及び再犯防止啓発月間です。

お問い合わせは
お近くの保護観察所まで



法務省保護局
公式X



法務省保護局
公式Instagram



法務省公式YouTube
チャンネル



“社会を明るくする運動”
ウェブサイト

